

○国土交通省告示第三百八十八号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十一の二第四項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十一日

国土交通大臣 金子 一義

「地方公共団体の長が別表の書式により証する書類」を「地方公共団体の長にあつては、別表1の書式により、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関にあつては、別表2の書式により証する書類」に改める。

別表を次のように改める。

住 宅 耐 震 改 修 証 明 申 請 書

申 請 者 住 所
電 話
氏 名 印
家屋の所在地

上記家屋に係る耐震改修が完了した日
年 月 日

上記家屋が { 1. (1)の要件を満たすことについて
2. (1)及び(2)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が(3)の額であったことについて } 証明願います。

(1)	租税特別措置法施行規則第19条の11の2第1項、第2項又は第3項で定める要件を満たす住宅の耐震改修の事業又は住宅の耐震診断の事業に関する事項の定めがある右の計画の区域内にある家屋であること	(イ) 地域住宅計画 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第1項)
		(ロ) 都道府県耐震改修促進計画 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第1項)
		(ハ) 住宅耐震改修促進計画 (地方公共団体の作成した地域における地震に対する安全を確保するための住宅の耐震改修の促進に関する事業を定めた計画) (租税特別措置法施行令第26条の28の4第1項第2号)
(2)	租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修をした家屋であること	
(3)	(イ) 租税特別措置法第41条の19の2第1項第1号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額	円
	(ロ) 租税特別措置法第41条の19の2第1項第2号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ハ) (イ) 又は (ロ) の金額のうちいずれか少ない金額	円

(用紙 日本工業規格 A4)

住 宅 耐 震 改 修 証 明 書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

知事
市長 (区長、町長、村長) 印

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

I 地方公共団体に1のみを証明させる場合においては、「上記家屋に係る耐震改修が完了した日」の記載は要しない。

この場合において、所得税の税額控除を受けるときは、(2)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が(3)の額であったことについては、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書が併せて必要であることに留意する。

II 1又は2のいずれかを○で囲むこと。

III (1)の欄は、(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかを○で囲むこと。

IV① (3)(イ)の欄は、共有住宅及びマンションについては、耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。

② (3)(ロ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和26年政令第43号)第26条の28の4第3項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第 号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(共有住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額)を記載すること。

住宅耐震改修証明書

当該家屋に係る耐震改修が完了した日

年 月 日

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋の所在地		
(1)	租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修をした家屋であること	
(2)	(イ) 租税特別措置法第41条の19の2第1項第1号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額	円
	(ロ) 租税特別措置法第41条の19の2第1項第2号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ハ) (イ) 又は (ロ) の金額のうちいずれか少ない金額	円

上記家屋が(1)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が(2)の額であったことについて証明します。

平成 年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称		印	
	住 所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号			
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名 称			
	所 在 地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
登録年月日及び登録番号				
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	住 所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号		

				登録を受けた地方整備局 等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者	氏名				
	住所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付			
		合格通知番号又は合格証書番号			

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 地方公共団体の証明書において、「租税特別措置法施行規則第19条の11の2第1項、第2項又は第3項で定める要件を満たす住宅の耐震改修の事業又は住宅の耐震診断の事業に関する事項の定めがある右の計画の区域内にある家屋であること」のみが証明された場合において発行すること。
- 2 ① (2) (イ) の欄は、共有住宅及びマンションについては、耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。
- ② (2) (ロ) の欄は、租税特別措置法施行令(昭和26年政令第43号)第26条の28の4第3項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して住宅耐震改修の内容に応じて定める金額(平成21年国土交通省告示第 号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(共有住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額)を記載すること。
- 3 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄には、租税特別措置法第41条の19の2第1項の耐震改修(以下単に「耐震改修」という。)をした家屋であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関について次により記載すること。
 - ア) 「氏名又は名称」及び「住所」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所(指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所)を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた氏名又は名称及び住所(登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所)を記載するものとする。
 - イ) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ウ) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届

出に係る登録番号を記載するものとする。

エ) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

オ) 「指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合」の「指定・登録年月日及び指定・登録番号」及び「指定・登録をした者」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

4 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

5 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該工事が耐震改修に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

ア) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該工事が耐震改修に該当することにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。

ア) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条より通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。

イ) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行

った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。

ウ) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

エ) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。